

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について  
(参考資料)

令和元年8月29日

1 . 制度全般に関する事項	・・・ P 2
2 . 公定価格	・・・ P23
3 . 保育人材の確保	・・・ P32
4 . 認定こども園	・・・ P41
5 . 地域型保育事業	・・・ P50
6 . 地域子ども・子育て支援事業	・・・ P55
7 . その他	・・・ P74

# 1 . 制度全般に関する事項

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など  
共通の財政支援 〕

### 施設型給付

認定こども園 0～5歳

#### 幼保連携型

幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を弁弁

### 地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔 地域の実情に応じた  
子育て支援 〕

### 地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## 国主体

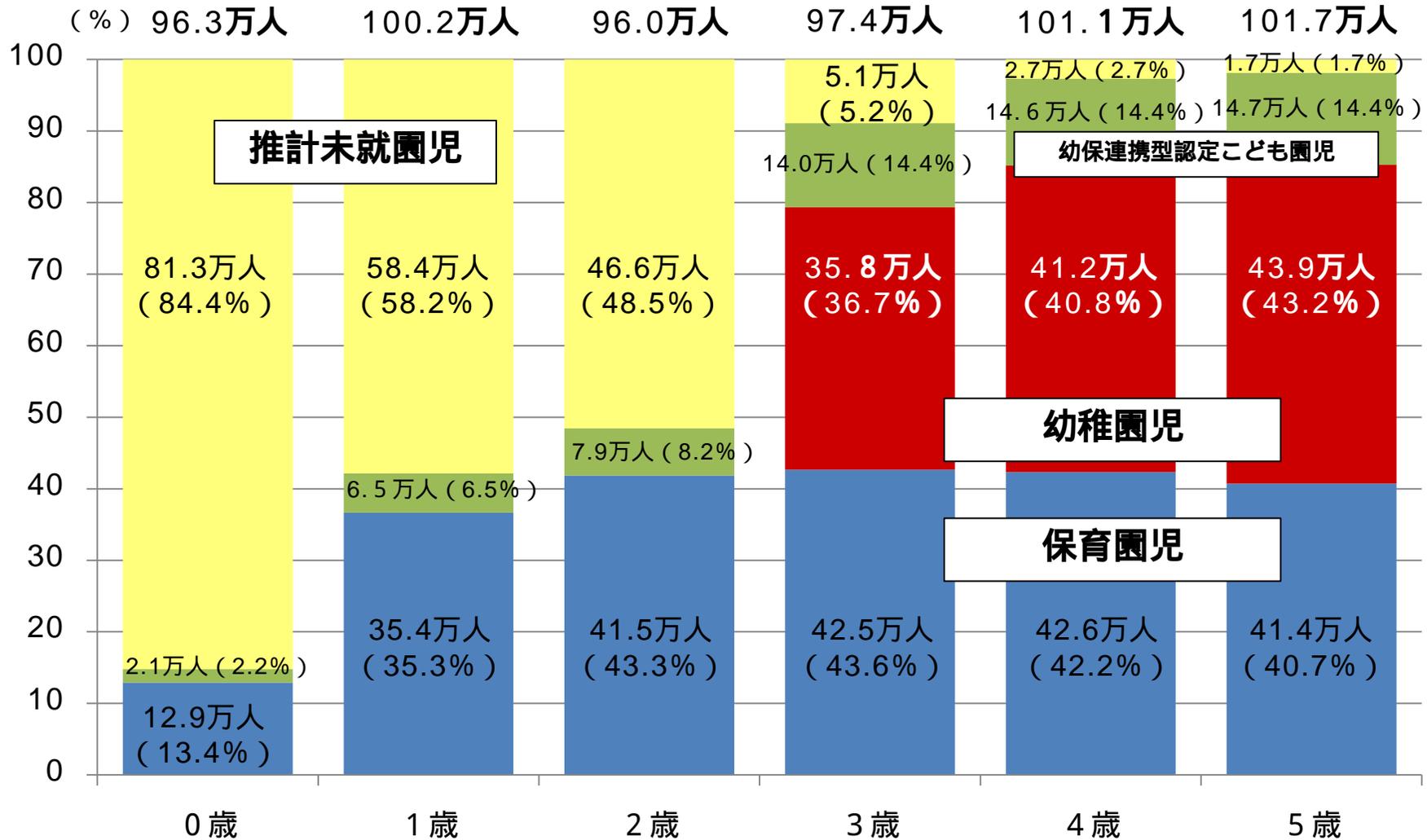
〔 仕事と子育ての  
両立支援 〕

### 仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業  
事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

# 保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（H30）

該当年齢人口



該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。

幼保連携型認定こども園の数値は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」（平成30年4月1日現在）より。

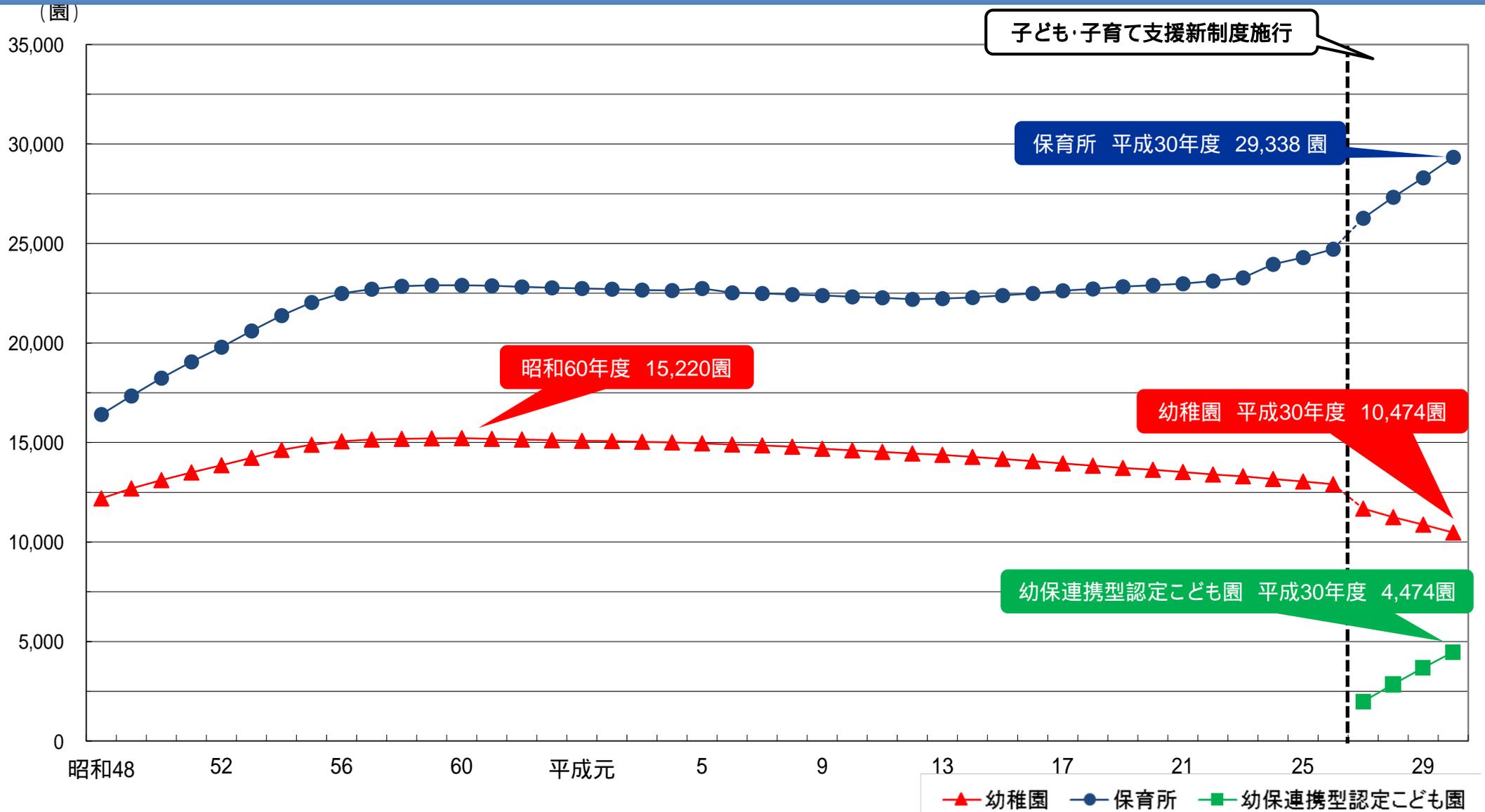
幼稚園の数値は平成30年度「学校基本調査」（確定値、平成30年5月1日現在）より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

保育園の数値は平成30年の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

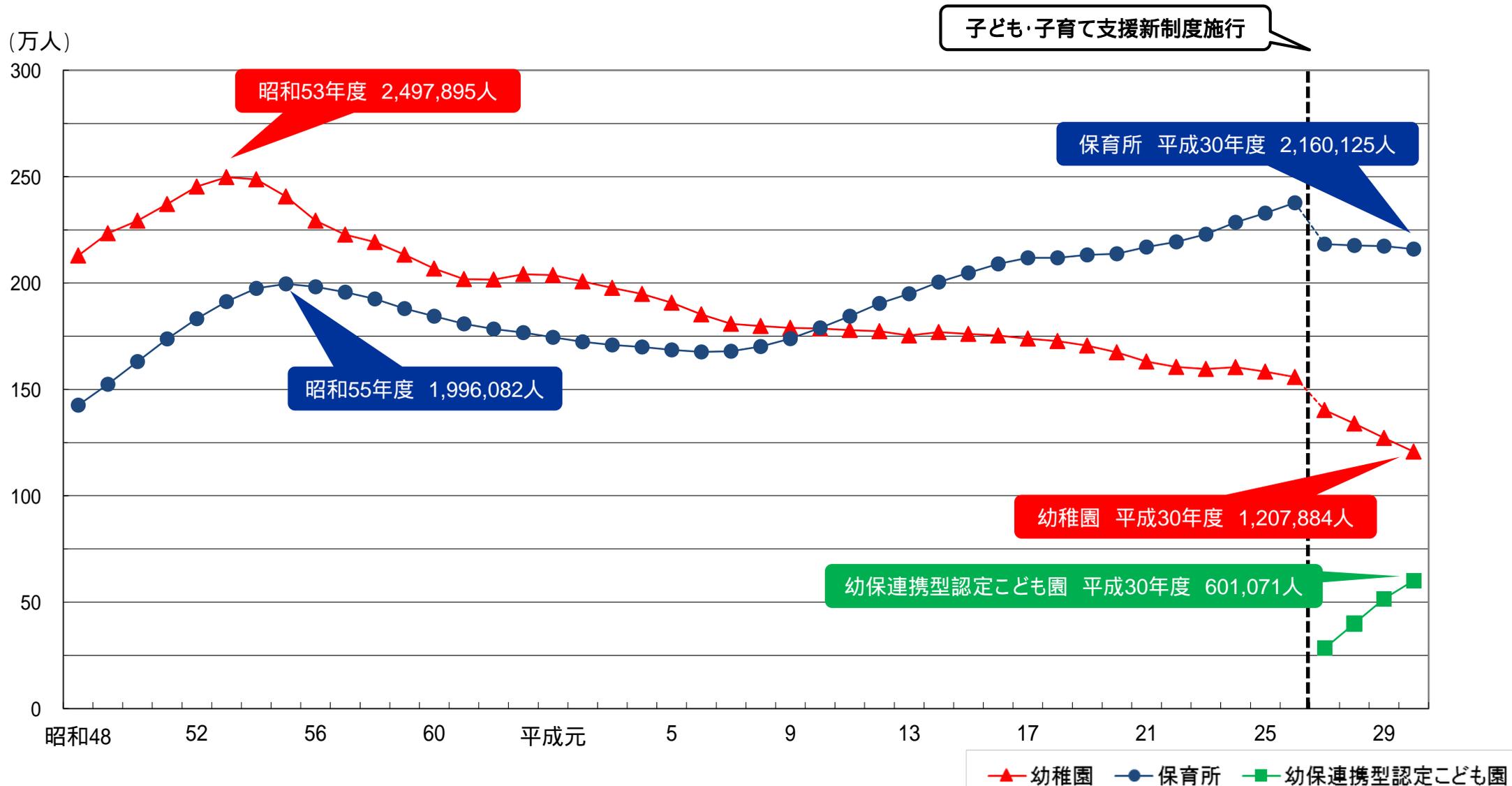
四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

# 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所 施設数年次比較



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度以降)を含む。  
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)より。  
 ・幼保連携型認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。平成26年度以前は幼稚園及び保育所の両方に算入。  
 ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。(平成26年度以前は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

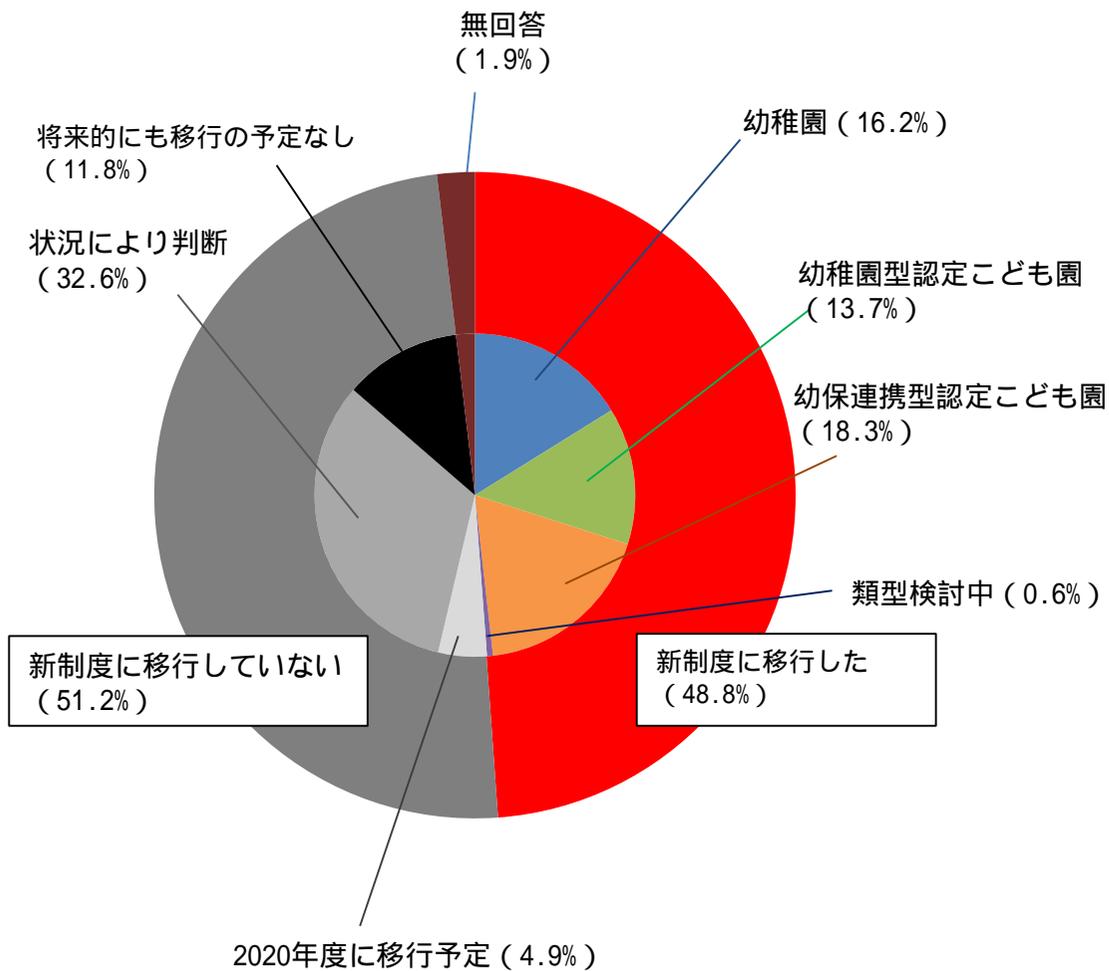
# 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所 在園者数年次比較



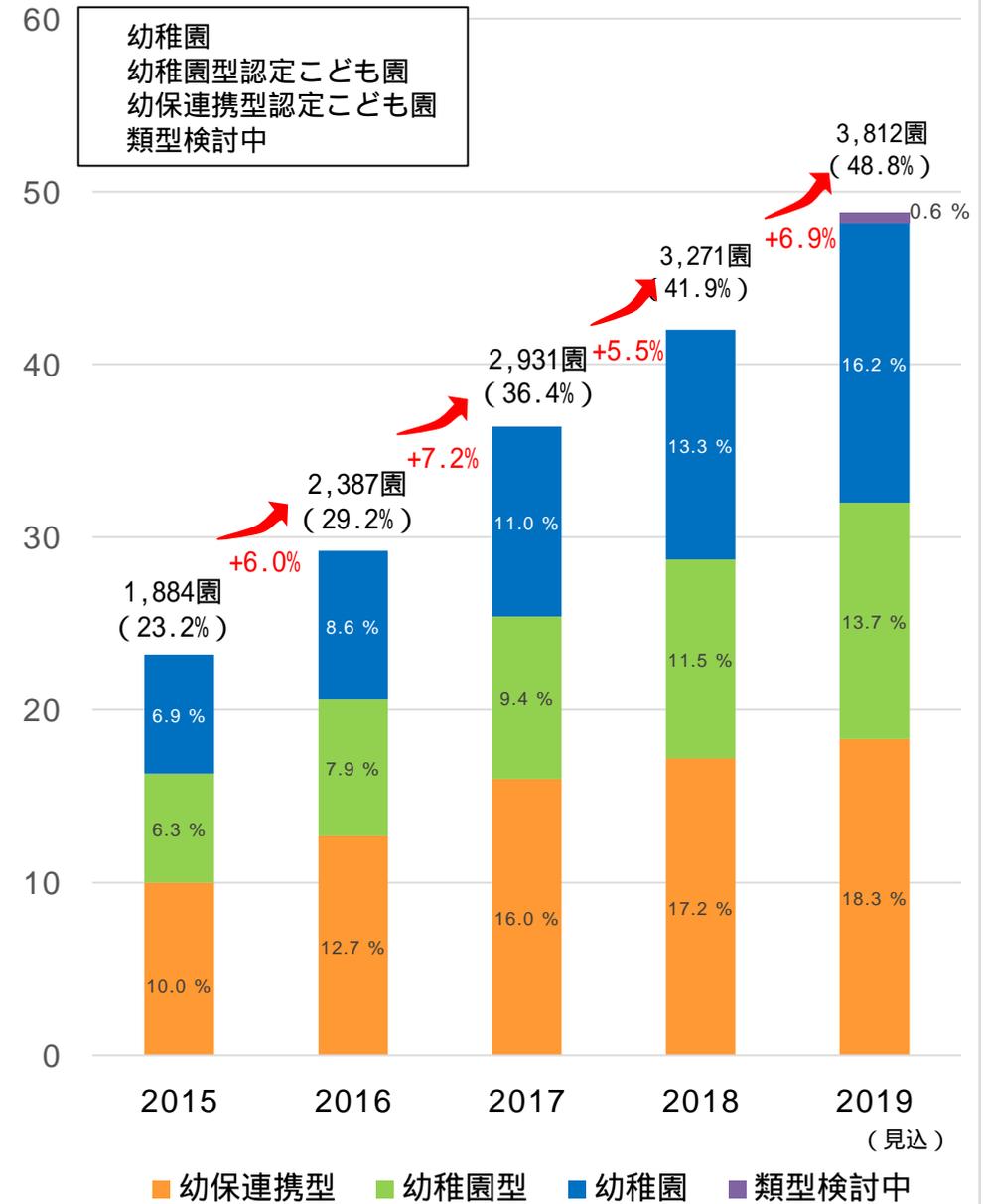
- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度以降)を含む。  
 ・幼稚園の数は「学校基本調査」(各年5月1日現在)より。  
 ・幼保連携型認定こども園の数は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。平成26年度以前は幼稚園及び保育所の両方に算入。  
 ・保育所の数は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。(平成26年度以前は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

# 2019年度における私立幼稚園の新制度への移行状況

## 2019年度における移行状況の内訳（予定）

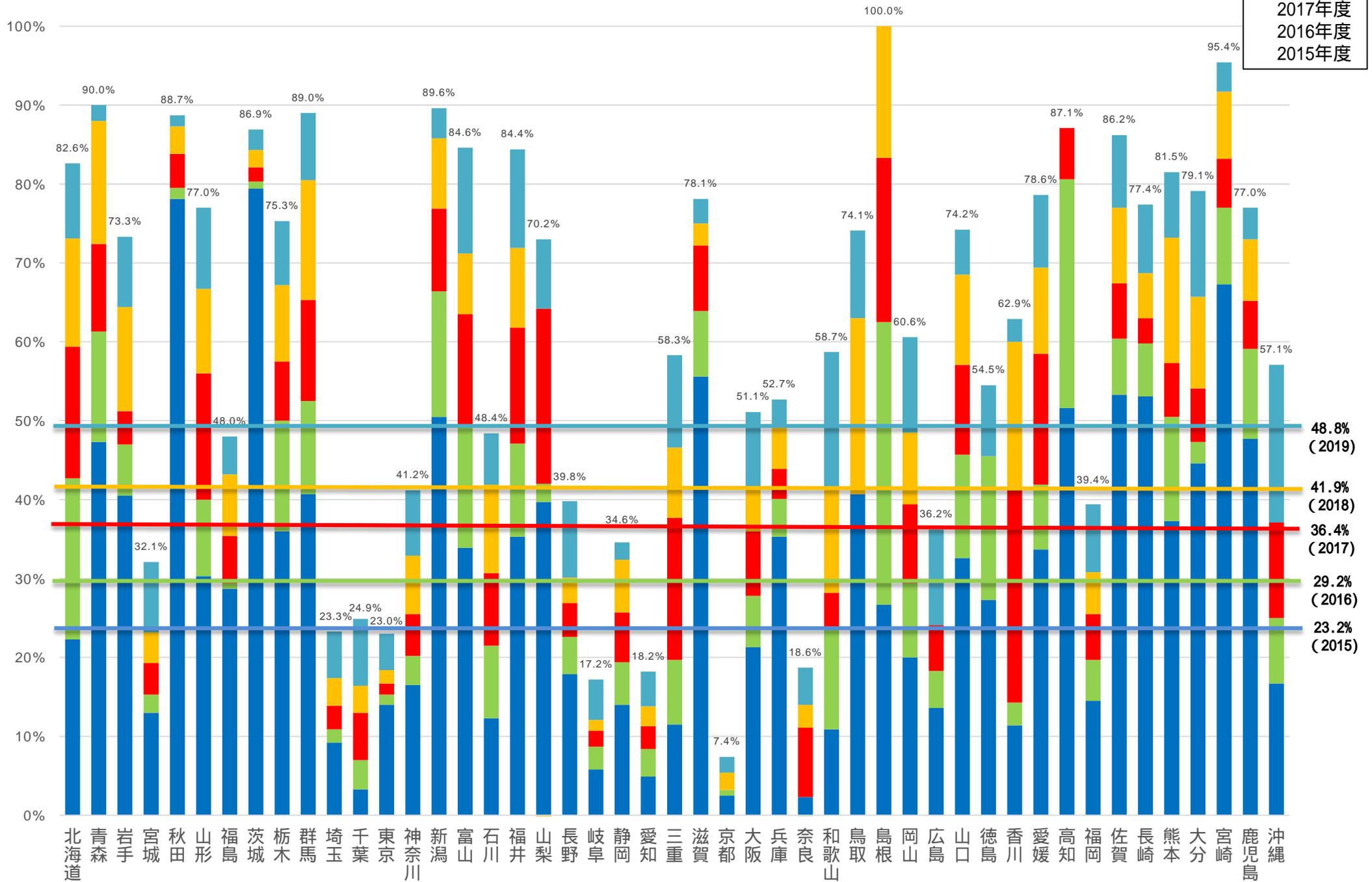


## 移行状況の推移



# 都道府県別移行状況

2019年度  
2018年度  
2017年度  
2016年度  
2015年度



# 施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
<p>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、<u>2号認定子ども以外のもの</u>(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)</p>	<p>教育標準時間 ( )</p>	<p>幼稚園 認定こども園</p>
<p>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園</p>
<p>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により<u>家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)</p>	<p>保育短時間 保育標準時間</p>	<p>保育所 認定こども園 小規模保育等</p>

( )教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

# 保育の必要性の認定について

## 1. 概要

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。

保育の必要性の認定に当たっては、「事由」（保護者の就労、疾病など）、「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定。

## 2. 「事由」について

給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

### 新制度施行前の「保育に欠ける」事由

以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

昼間労働することを常態としていること（就労）

妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）

疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）

同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）

震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）

前各号に類する状態にあること。（その他）

### 新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）

妊娠、出産

保護者の疾病、障害

同居又は長期入院等している親族の介護・看護

・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

災害復旧

求職活動 ・起業準備を含む

就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む

虐待やDVのおそれがあること

育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



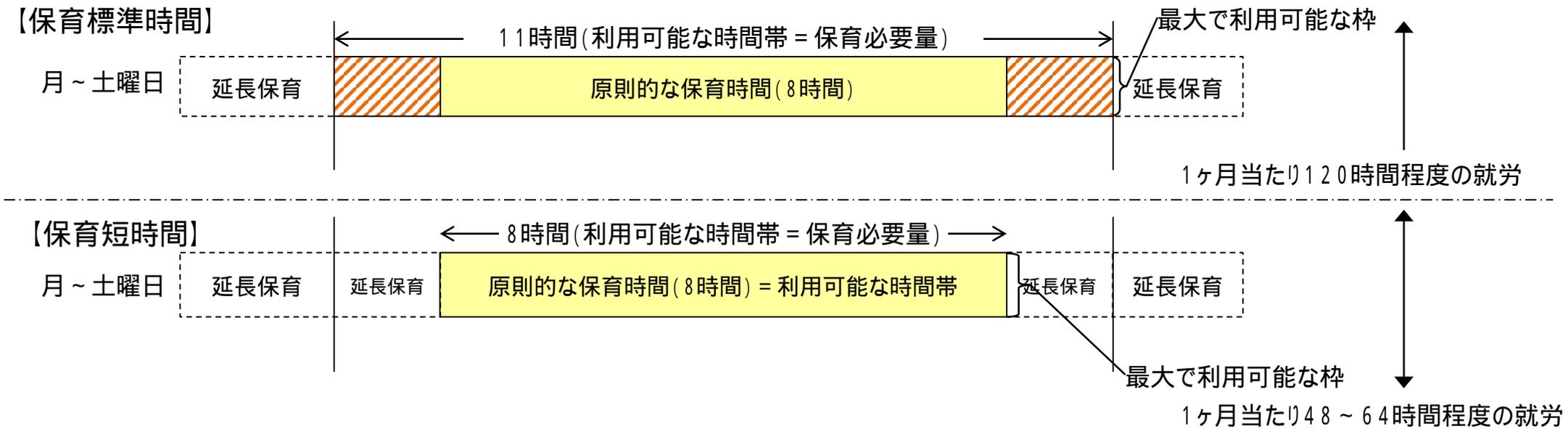
# 保育の必要性の認定について

保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。

この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ] (一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める



(参考) 平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

(前略) 新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。

(前略) 保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。

(前略) 柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

# 保育の必要性の認定について

実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

## 事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

## 区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

## 優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

## 保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

< 保育標準時間 >  
Aグループ(10点)

Bグループ( 9点)

保育短時間も同様

.....

.....

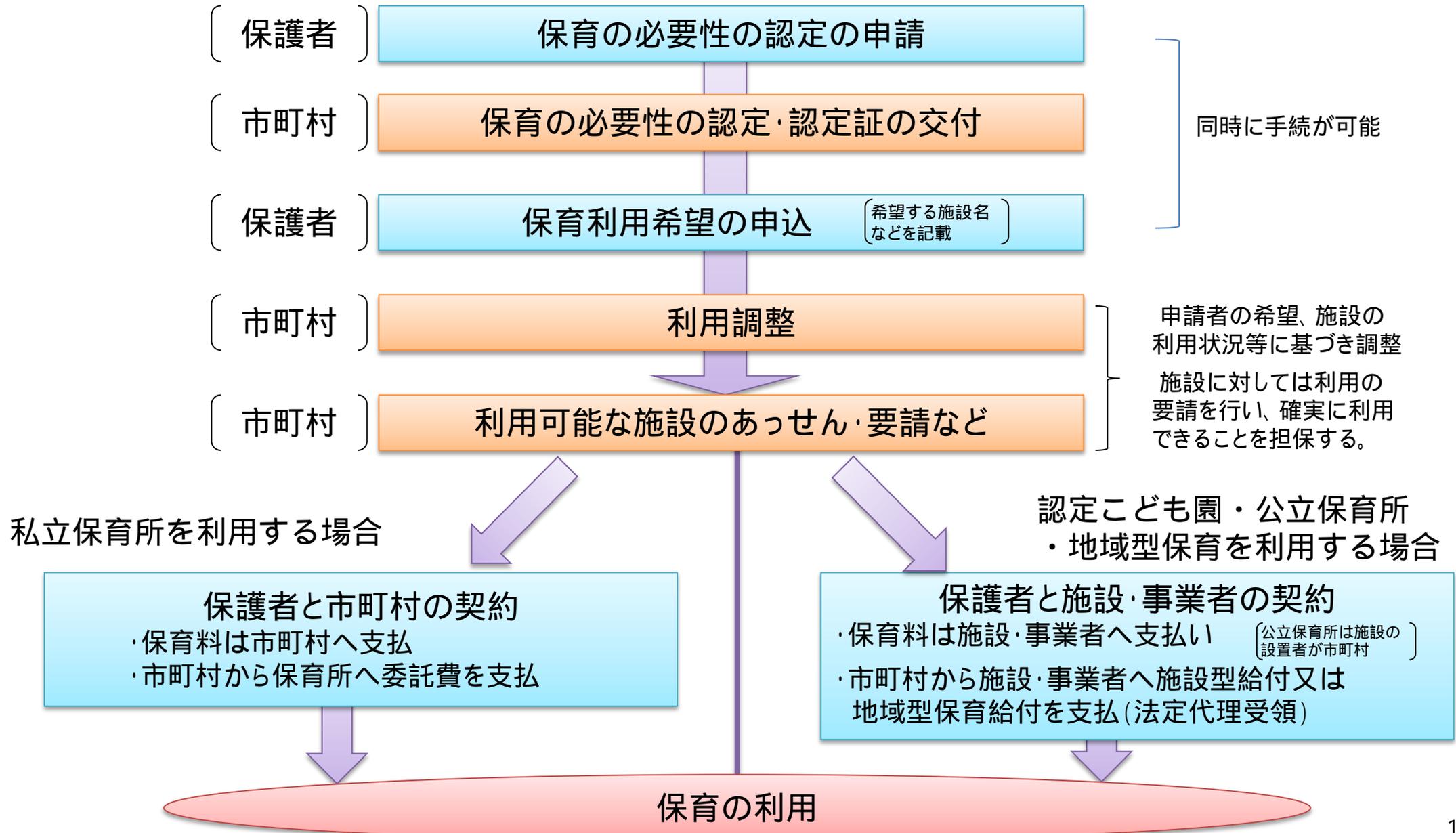
計 X人

計 Y人



# 新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児福法附則第73条1項)  
認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。  
私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



## 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

[ ]内の数字は、本資料のページ番号に対応

年 度	提 案 事 項
H28	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化【15】
H28	保育標準時間と保育短時間の統合【16】
H28	子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について【17】
H29	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化【19】
H29	子ども・子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し【21】

H28: 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)

H29: 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)

いずれも子ども・子育て支援法附則第2条4項の規定に基づき、5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の検討の際に、必要があれば所要の措置を講ずることとされている。

# 平成28年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化
<b>制度の現状</b>	子ども・子育て支援法20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育休などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となる。また保育を必要とする事由により、保育必要量が変動し、利用者負担額も連動して変更となるが、処理件数が非常に多く、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費やすことになり、新たな負担となっている。
<b>提案内容と理由の概要</b>	子ども・子育て支援法20条3項に規定する保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間）を廃止し、保育の利用は、保育標準時間のうち保育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法20条4項に規定する支給認定証を廃止する。これにより、保護者・施設・自治体の負担が軽減されるもの。
<b>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）</b>	
【子ども・子育て支援法（平24法65）】	
(i) 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付（20条4項）については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。	
(ii) 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定（20条3項）については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	
<b>これまでの対応内容</b>	
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）（平成29年3月31日公布、4月1日施行） 支給認定証の任意交付化（保護者の申請があった場合にのみ交付。保護者が申請していない場合においては、通知書を保護者・施設に送付。）	
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	
支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	

# 平成28年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	保育標準時間と保育短時間の統合
<b>制度の現状</b>	
保育標準時間と保育短時間の利用者負担の差は月額1,000円程度とあまり差がなく、2つに分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更のたびに、状況把握と対応が必要となるなど、負担が大きい。また、標準時間と短時間認定の利用に明確な区分がなく、短時間就労であっても、例えば勤務時間が午後1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を行う自治体の負担が大きい。	
<b>提案内容と理由の概要</b>	
支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合することで、実務が簡素化でき、保育の必要量の認定のゆらぎがなくなるため、事業者も安定的な経営計画を立てやすくなる。また、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、雇用の安定化につながる。	
<b>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）</b>	
【子ども・子育て支援法（平24法65）】 （ ）子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定（20条3項）については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	
<b>これまでの対応内容</b>	
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）（平成29年3月31日公布、4月1日施行） 支給認定証の任意交付化（保護者の申請があった場合にのみ交付。保護者が申請していない場合においては、通知書を保護者・施設に送付。）	
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	
支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	

# 平成28年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について
<b>制度の現状</b>	<p>子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間に比べ保育時間が3時間短い、保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。</p> <p>また、法人・市町村にとっても支給認定の変更事務が負担となっている。</p>
<b>提案内容と理由の概要</b>	<p>保育の必要量に係る事務を改善することで、法人、市町村の事務負担が軽減され、特にこの事務の煩雑さを理由として認定こども園に移行しない幼稚園の移行促進を図ることができ、待機児童対策としても有効。</p> <p>また、現在短時間認定を受け、想定外の時間外勤務が生じた際、保育料とは別に延長保育料の負担をしている保護者の視点からは、短時間認定が廃止されることで、経済的な負担感や標準時間認定との不公平感が解消される。</p>
<b>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）</b>	
<b>【子ども・子育て支援法（平24法65）】</b>	
<b>（ ）子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定（20条3項）については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</b>	
<b>これまでの対応内容</b>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）（平成29年3月31日公布、4月1日施行）</p> <p>支給認定証の任意交付化（保護者の申請があった場合にのみ交付。保護者が申請していない場合においては、通知書を保護者・施設に送付。）</p>
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	<p>支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</p>

# 支給認定証の任意交付化について

## 改正の趣旨

保育必要量の変更に伴う旧支給認定証の提出、新支給認定証の発行などが自治体の事務負担となっており、支給認定証を紛失する支給認定保護者も多く、旧支給認定証の回収も困難である。また、支給認定証は、制度上、教育・保育施設を利用する際に提示し、教育・保育施設において施設型給付等の算定のために必要な各種情報を確認するために用いることとされているが、運用上は、自治体から教育・保育施設に各子どもの施設型給付等の額が示されることもあり、必ずしも事務量に対応した必要性があるわけではない。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、支給認定証の交付については、保護者からの申請があった場合にのみ行うこととする。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)

(7)子ども・子育て支援法(平24法65)

( )子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを平成28年度中に可能とする。  
(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

## 改正後の事務手続

### 支給認定時の手続

保護者からの申請があった場合にのみ、支給認定証を交付する。(支給認定申請書等で希望の有無を確認)  
保護者が支給認定証の交付を申請をしていない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を保護者・施設に送付する。

支給認定変更時の手続(変更の申請、市町村職権による変更、認定の取消し、申請内容の変更の届出)

- 保護者が支給認定証の交付を受けていない場合においては、支給認定証の市町村への提出は要しない。  
保護者が支給認定証の交付を受けていた場合であって、変更にあたり市町村に支給認定証を提出した際に、保護者が支給認定証の返還を希望しない場合は交付を要しない。  
保護者が変更後の支給認定証の交付・返還を希望しない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を保護者・施設に送付する。

### 特定教育・保育施設からの保育の提供を受ける際の手続

- 支給認定保護者は、教育・保育を受けるに当たっては、施設から求めがあった場合に、支給認定証を提示することとする。
- 保護者が支給認定証の交付を受けていない場合においては、**支給認定に係る事項を記載した通知書**を提示する。

# 平成29年の地方からの提案

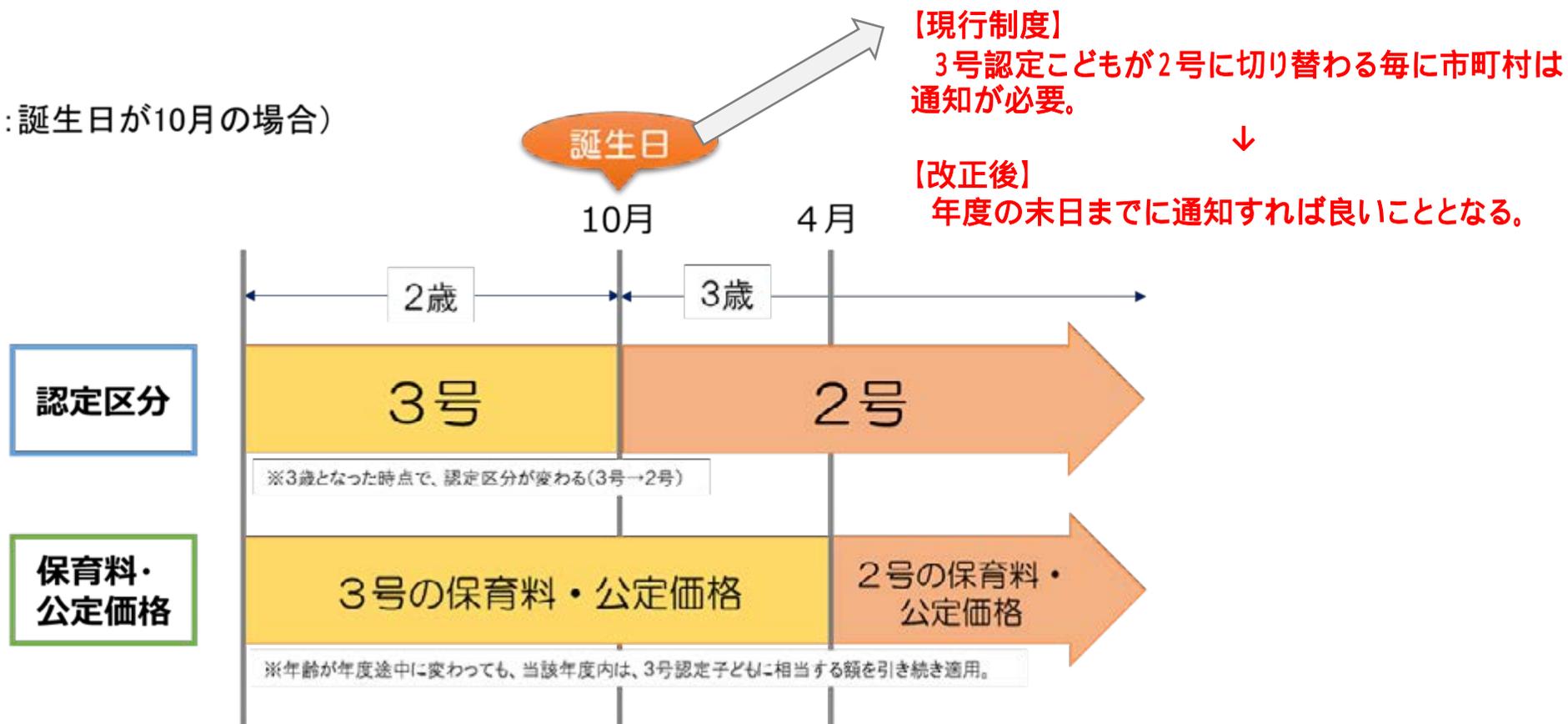
<b>提案事項</b>	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化
<b>制度の現状</b>	子ども・子育て支援法23条4項により、満3歳未満保育認定こどもが満3歳に達したことを理由に市町村が職権により支給認定の変更の認定を行う場合、支給認定保護者への通知をその都度行うこととなっている。
<b>提案内容と理由の概要</b>	子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日とするなど一定の基準日を設けることにより、毎月の職権変更事務がなくなり、市町村の負担軽減が図られる。 また、保護者にとっても、年度当初の利用者負担額通知等と併せて職権変更による支給認定変更通知を受け取ることとなるので、年度途中に自らの申請によらない変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。
<b>「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）</b>	
【子ども・子育て支援法（平24法65）】 子どものための教育・保育給付の認定（19条1項）については、以下のとおりとする。 ・平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。 ・子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	
<b>これまでの対応内容</b>	子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成30年内閣府令第21号）（平成30年3月31日公布、4月1日施行） 3号認定こどもが満3歳に達したことを理由とする職権による支給認定の変更について、年度の末日までに通知すればよいこととした。
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

# 職権による支給認定の変更時の通知について

子どものための教育・保育給付の支給要件に該当する小学校就学前子どもについては、学校教育が満3歳以上の子どものみを対象とするものであることから、満3歳以上か満3歳未満かで認定区分を設けている。

一方、子どものための教育・保育給付に要する費用の額の算定については、年度を単位として運用している制度であり、満3歳未満保育認定子どもが年度内に満3歳に達することにより、満3歳以上保育認定子どもに移行した場合、移行した年度内における利用者負担の上限額は、満3歳未満保育認定子どものもと同様のものとして取り扱われることとなっている。なお、公定価格についても同様に取り扱っている。

(例:誕生日が10月の場合)



# 平成29年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し
<b>制度の現状</b>	幼稚園、保育園等の特定教育・保育を利用する場合、施設型給付を受けるためには子ども・子育て支援法で定める支給認定を受ける必要があるが、保育を必要としない満2歳児は支給認定を受けることができない。
<b>提案内容と理由の概要</b>	子ども・子育て支援法第19条において、保育の必要性がない子どもについては、満3歳以上のみ子どものための教育・保育給付の支給認定を行うこととしているが、満3歳到達前の子どもであっても、施設の付随事業等で幼稚園及び認定こども園の幼稚園部（以下「幼稚園等」という）に受け入れられている現状がある。こうした状況において、幼稚園等は、満2歳前後の児童にとっても、健やかな成長を促す場としての役割を果たしているが、年度途中からの随時入園となっているため、満3～5歳児学級のように全児童を対象とした通年の教育内容を組むことができない。また、満3歳到達前の子どもは、同条に定められる施設型給付の対象外となるため、施設や保護者の負担で給付分を賄っているという現状もある。
<b>「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）</b>	
6【内閣府】 （19）子ども・子育て支援法（平24法65） （ ）幼稚園における2歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成30年度に2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼児教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：文部科学省）	
<b>これまでの対応内容</b>	「子育て安心プラン」に基づく幼稚園における2歳児等の受入れ推進について（既存制度・事業の運用の柔軟化）（平成29年6月28日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・文部科学省中等教育局幼児教育課・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡） 1．幼稚園において2歳児（保育を必要とする子どもを想定）を中心とした受け入れを推進する趣旨 2．認定こども園への移行促進及び小規模保育事業等の実施促進 3．幼稚園設置基準及び定員超過に関する取扱い
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	
支給認定の年齢区分の見直しについては、子ども・子育て支援法の施行後5年後を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。	

## 認可を目指す認可外保育施設への支援

### < 目 的 >

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

### < 実施要件等 >

- ・ **認可化移行計画（\*1）を策定し、計画期間内（\*2）に移行を図ること。**
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、**認可基準の1/4以上は有資格者**とし、比率（1/4、1/3、6割、9割）に応じて補助単価を設定。

\*1 施設設備面での課題解決（「認可化移行可能性調査」の実施等）や、保育士人材確保（保育士資格の取得支援等）等を踏まえ策定

\*2 地方単独保育施設以外の施設は**5年間が上限**

### 1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。（間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等）

【補助率】国1/2（市町村1/4、設置主体1/4）（\*）

\*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3（市町村1/12、設置主体1/4）なる

【補助基準額】1施設当たり3,200万円

### 2. 移行費支援

認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1/2

- ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり56.4万円

- ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。 【補助基準額】1施設当たり50.4万円

- ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。

【補助基準額】1施設当たり75.5万円

認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1/2

- ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。

【補助基準額（移転費）】1施設当たり120万円

【補助基準額（仮設設置費）】1施設当たり380万円

### 3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）

【補助基準額】

運営費補助（児童一人当たり月額）

	基本分単価
4歳以上児	5.6万円
3歳児	6.2万円
1, 2歳児	11.3万円
0歳児	18.1万円

新  
公定価格に準じた  
各種加算

消費税8%の場合の荒い試算  
地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合  
補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

新  
保育支援員加算（基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額）  
【補助基準額】14.1万円

開設準備費加算（増加定員一人当たり月額）  
【補助基準額】0.8万円

地方単独保育施設加算（児童一人当たり月額）  
【補助基準額】2.0万円

## 2 . 公定価格

# 保育費用・保育料について

保育サービスの安定的な提供の観点から、保育の実施につき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を維持するための費用を公費で負担 (子どものための教育・保育給付費負担金(内閣府予算))

平成16年度より公立保育所分は一般財源化

平成27年度より内閣府予算へ移替

平成30年度より0～2歳児相当分の保育の運営費に事業主拠出金を充当

財源構成は、概ね、保護者の保育料と公費が3:7

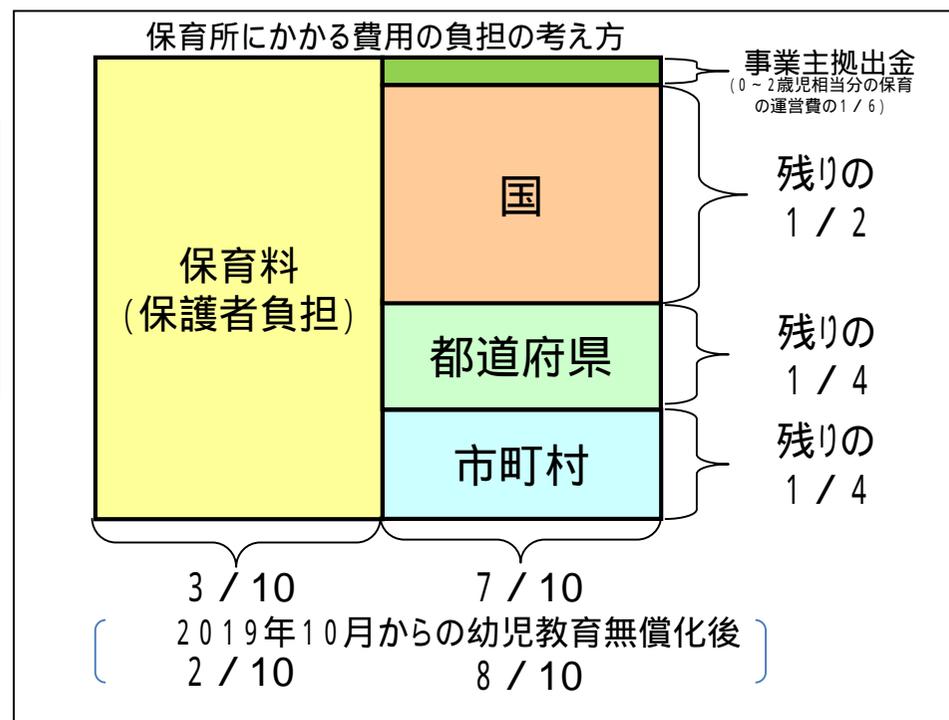
公費の負担割合は、事業主拠出金充当後の残額に対して国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

令和元年度においては、事業主拠出金10.4%、国44.8%、都道府県22.4%、市町村22.4%

事業主拠出金は、0～2歳児相当分の保育の運営費の1/6の範囲内で、毎年度政令で定める割合を充当

保護者が支払う保育料については、各市町村において、家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定めることとしている。(支援法附則第6条第4項)

各市町村において、地域の実情に応じて、上乗せして補助を行い、保育料を国の徴収基準額から軽減するなどの独自の施策も行われている。



# 公定価格について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

私立保育所に対しては、委託費として支払う。

施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

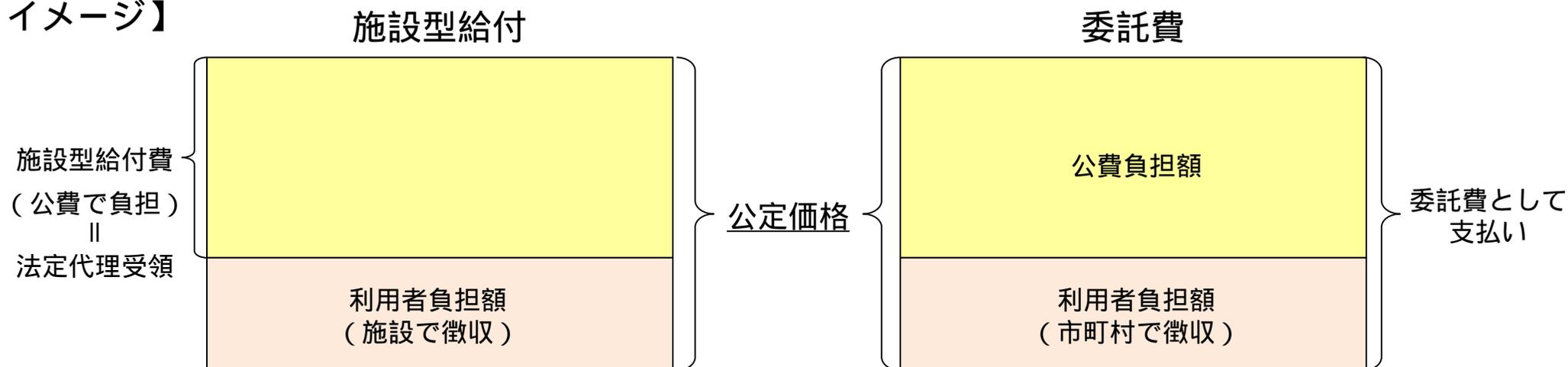
（子ども・子育て支援法 27条、29条等）

「給付費」 = 「公定価格」 - 「利用者負担額」

この基本構造は委託費も同様。

市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

## 【イメージ】



# 公定価格について（基本分単価に含まれる費用）

1号と2・3号の基本分単価は、各施設の制度を踏まえて一部異なるが、基本的に同水準。

## （1号）

区分	内容
事務費	(1)常勤職員給与 本俸、教職調整額 諸手当 社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 学校医、学校歯科医、学校薬剤師手当 非常勤職員雇上費(事務職員) 年休代替要員費
	< 職員の数に比例して積算 > 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 < 子どもの数に比例して積算 > 保健衛生費、減価償却費 < 1施設当たりの費用として積算 > 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	< 生活諸費 > 一般生活費(保育材料費等)

・園長 1人

・教諭

(配置基準)

3歳児 20:1

\*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)は、実施している場合の加算として実施

4歳児 30:1

・教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定

・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)

・事務職員 1人

\*質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

## （2号・3号）

区分	内容
事務費	(1)常勤職員給与 本俸、特別給与改善費、特業務手当 諸手当 社会保険料事業主負担金等 (2)非常勤職員雇上費 嘱託医、嘱託歯科 非常勤職員雇上費(保育士、事務職員、調理員) 年休代替要員費 研修代替要員費
	< 職員の数に比例して積算 > 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 < 子どもの数に比例して積算 > 保健衛生費 < 1施設当たりの費用として積算 > 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	< 生活諸費 > 一般生活費(給食材料費、保育材料費等)

・保育士

(配置基準)

乳児 3:1

1、2歳児 6:1

3歳児 20:1

\*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施

4歳児 30:1

・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定

・上記のほか、休けい保育士を1人加配(定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤)

・また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤職員(3時間)1人を加配

・調理員 2人(定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤))

・事務職員 1人(非常勤)

\*質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

# 公定価格の骨格（全体イメージ）

幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従前の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定。

本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の向上項目を基に作成し、一部更なる充実についても反映したもの。質の向上項目等に必要な1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の向上項目についても更なる充実が図られていくことになる。

## 基本額（1人当たりの単価）

○ 共通要素：地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)

○ 共通要素：人件費、事業費、管理費

## 各種加算等

○ 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

赤字下線部分は「質の向上」による事項

### <教育標準時間（1号）認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
/100地域	人 ~ 人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

事務職員(2日分)追加

### 主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主幹教諭等専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+ ___ % (加算率・5%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

### <保育標準時間・短時間（2号・3号）認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
/100地域	人 ~ 人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加

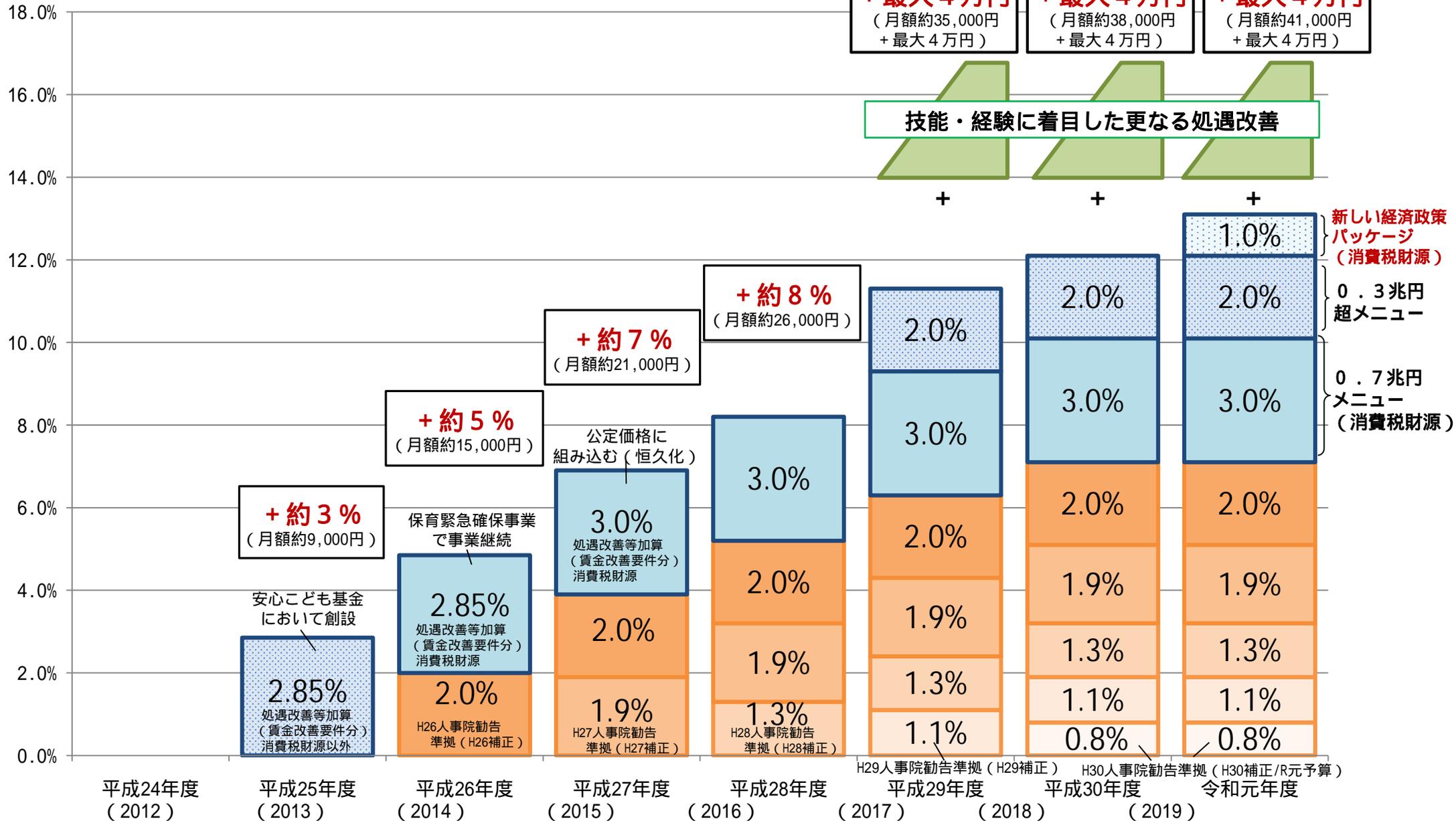
研修代替要員費を追加

### 主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+ ___ % (加算率・5%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

# 保育士等の処遇改善の推移

(改善率)



処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施  
各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額  
上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

# 公定価格に関する議論の整理（抜粋）

平成30年1月17日子ども・子育て会議

## 運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化

（今後の方向性）

- n 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定
- n 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討
- n 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討

## 教育・保育の質の向上

（今後の方向性）

- n 29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定
- n 処遇改善等加算などの職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析
- n 子ども・保護者のための保育の質の「見える化」のための具体的方策の促進の検討
- n 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保

## 経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

（今後の方向性）

- n 調査の設計・方法等に関する検討
  - 各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討
  - 公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討
  - 経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討
- n 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討
- n 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討（ICTの活用を含む）
- n 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討

# 公定価格の見直しの経緯

各年度	公定価格の見直し	経営実態調査
平成25年度		幼稚園・保育所等の経営実態調査 (平成25年2月時点)
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度施行</li> <li>・公定価格創設</li> </ul>	
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チーム保育加配加算の充実</li> <li>・指導充実加配加算の創設</li> <li>・事務負担対応加配加算の創設</li> <li>・チーム保育推進加算の創設</li> <li>・賃借料加算の拡充</li> </ul>	
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処遇改善等加算 の創設</li> <li>・処遇改善等加算 の拡充(3% 5%)</li> <li>・研修代替要員費の拡充(保育士等2日 3日)の拡充</li> </ul>	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 (平成29年3月時点)
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務職員配置加算の創設(基本分単価からの切り出し)</li> </ul>	
令和元年度	<p>&lt; 4月 ~ &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤講師配置加算の創設(基本分単価からの切り出し)</li> <li>・処遇改善等加算 の拡充(5% 6%)</li> </ul> <p>&lt; 10月 ~ &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税引上げに伴う改定</li> <li>・副食費徴収免除加算の創設</li> <li>・栄養管理加算の拡充</li> <li>・チーム保育推進加算の拡充</li> </ul>	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 (平成31年3月時点)

# 2019年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について

## 1. 背景・目的

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。

「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日 経済財政諮問会議）

（2019年度～）

教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、経営実態調査のあり方を検証しつつ、経営実態や収益性、公費負担の範囲などの観点から公定価格全体の適正化について早急に検討を加え、予算にその内容を反映する。

## 2. 調査対象等

- 調査対象：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）
- 調査時点：2019年3月時点（収支については、2018年度実績）
- 調査時期：6月28日に調査を開始（調査の〆切：7月31日）
- 調査方法：施設の所在地・規模を考慮して、無作為抽出

## 3. 主な調査内容

概要（2019年3月時点）	経営主体、利用定員、入所児童数 等
職員の配置（2019年3月末日時点）	職種別の配置状況
職員の給与（2019年3月分）	処遇改善等加算の取得状況、職種別の勤続年数や支給額 等
収支の状況（2018年度）	公定価格における年間の収支差

## 4. 今後の予定

2019年6月28日：調査票を発出

秋頃：経営実態調査の結果をとりまとめ、提示 子ども・子育て会議等で議論  
年末：予算編成過程で反映

# 3 . 保育人材の確保

# 保育人材の確保に向けた総合的な対策

「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

## 新規資格取得支援

### 【養成校ルート】

保育士修学資金貸付の実施(養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け)【27補正～:30二次補正で貸付原資等の積み増し】

- ・卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- ・学費 5万円(月額)など

保育士資格取得支援事業の拡充(保育所等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助)

- ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大【30予算～】

### 【保育士試験ルート】 年2回の試験を実施(27年度:4府県で実施 29年度:全ての都道府県で実施)

保育士試験による資格取得支援事業の拡充(保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助)

- ・支給対象期間を拡大(試験の1年前までに要した費用 試験の2年前までに要した費用)【30予算～】

## 就業継続支援

### 保育所等におけるICT化の推進

- ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。【30二次補正】

### 保育補助者の雇い上げ支援の拡充(保育士の業務を補助する方の賃金の補助)

- ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大(子育て支援員研修の受講 保育所等での実習)【30予算～】
- ・補助基準額の引き上げ(1施設1名分(221.5万円) 定員121人以上の施設:2名分(443万円))【30予算～】

### 保育体制強化事業の拡充(清掃等の業務を行う方の賃金の補助)

- ・実施主体の拡大(待機児童解消加速化プラン参加市区町村 全ての市区町村)等【30予算～】

### 保育士宿舍借り上げ支援(補助額:1人当たり月額8.2万円(上限))

- ・対象者の拡大(採用から5年以内の者 採用から10年以内の者)【29予算～】

## 離職者の再就職支援

### 保育士・保育所支援センターの拡充(潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援(職業紹介)を実施)

- ・保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。(補助額700万円)【令和元年度予算】

### 潜在保育士再就職支援事業(新規)

- ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助(補助額10万円)【令和元年度予算】

### 就職準備金貸付事業(再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除)

- ・貸付額の上限を引き上げ(20万円 40万円)【28補正～:30二次補正で貸付原資等の積み増し】

# 保育補助者雇上強化事業

(令和元年度予算：保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

【事業内容】 保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市町村

## 【補助額】

定員121人以下の施設：年額225.8万円

定員121人以上の施設：年額451.6万円

## 【保育補助者の要件】

保育園等での実習等を修了した者等

## 【補助率】

国：3/4、地方：1/4（都道府県1/8、市区町村1/8 又は 指定都市・中核市1/4）

【市区町村】



補助

【保育園】



雇上げ



【保育補助者】

保育士の業務負担軽減

離職防止

保育園等において保育士を補助



保育士へのステップアップ

資格取得支援事業を活用



保育士試験合格

又は  
保育士の養成校を卒業  
(夜間・通信制は3年間)

保育士資格取得

保育士として  
引き続き勤務



# 保育体制強化事業

( 令和元年度予算 保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数 )

## 【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けや、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳等といった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市町村

【補助単価】 1 か所当たり月額 1 0 万円

【補助率】 国：1/2、都道府県1/4、市町村1/4

## 【要求内容】

- ・ 実施主体：全ての市町村
- ・ 対象施設：保育園、幼保連携型認定こども園

# 保育所等におけるICT化の推進

平成30年度第2次補正予算額：4.4億円

(保育対策総合支援事業費補助金)

## 【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

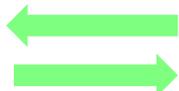
【実施主体】 市区町村

【補助単価】 1施設当たり 100万円

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4



申請

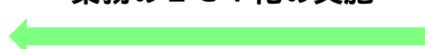


補助



保育所等

システムの導入による  
業務のICT化の実施



業務支援システム

## 【業務負担が軽減される例】



### 保育に関する計画・記録

- ・手書きで作成していた各期間(年・月・週・日)ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

### 登降園管理

- ・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

# 保育士・保育所支援センター設置運営事業

(令和元年度予算：保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

## 【主な事業内容】

### 潜在保育士に対する取組

- ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供

### 人材バンク機能等の活用

- ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
- ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

## 【補助単価】

保育士・保育所支援センター運営費：4,300千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円

マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算  
待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費：425千円

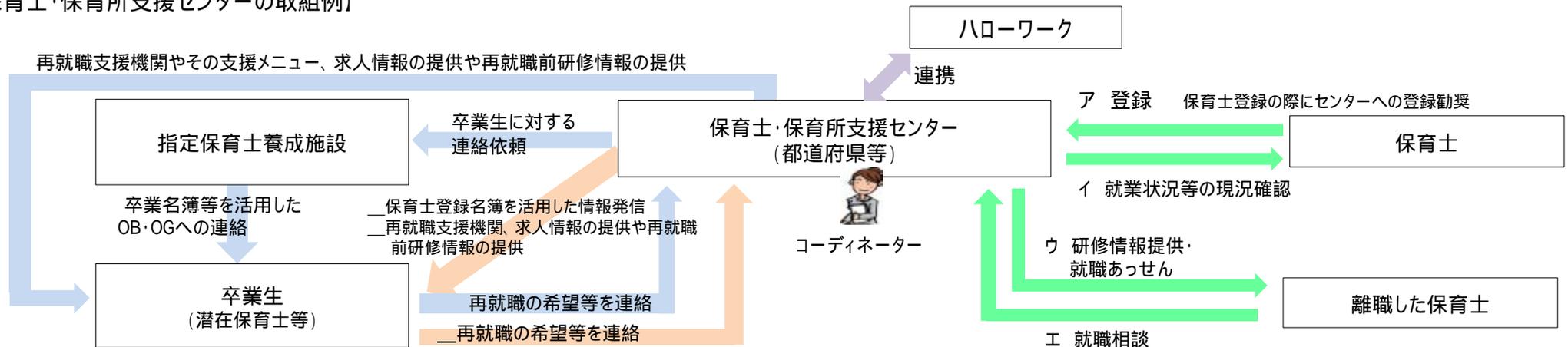
離職した保育士等に対する再就職支援：3,914千円

保育士登録簿を活用した就職促進：2,811千円

マッチングシステム導入費：7,000千円（拡充）

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

## 【保育士・保育所支援センターの取組例】



# 待機児童対策協議会参加自治体への支援施策について

(令和元年度予算 保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

待機児童対策協議会において、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（KPI）を設定し、見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援する。

## 1. 受け皿確保等



- **保育所等改修費等支援事業（市町村）**  
賃貸物件等による保育所等を設置するための改修費等の補助基準額の嵩上げ  
補助基準額 3,500万円（通常2,700万円）
- **都市部における保育所等への賃借料支援事業（市町村）**  
新設の場合に限り、建物借料が公定価格の賃借料加算の額の2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）  
補助基準額 1,200万円（通常2,200万円）
- **保育所等の広域利用のための調整・保育対策事業の横展開（都道府県）**  
保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置  
補助基準額 262.3万円（新規）

## 2. 保育人材の確保



- **潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）**  
保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置  
補助基準加算額 400万円（新規）
- **保育人材就職支援事業（市町村）**  
市町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置  
補助基準加算額 400万円（新規）

## 3. 地方自治体からの提案型事業

- **待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する、待機児童解消に向けた取組みを支援（都道府県、市町村）**  
厚生労働大臣が認めた額（上限1,000万円の定額補助）



## KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとする。

### 「1. 受け皿確保等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市町村）
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市町村）

### 「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県）
- ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市町村）



# 潜在保育士等マッチング強化事業

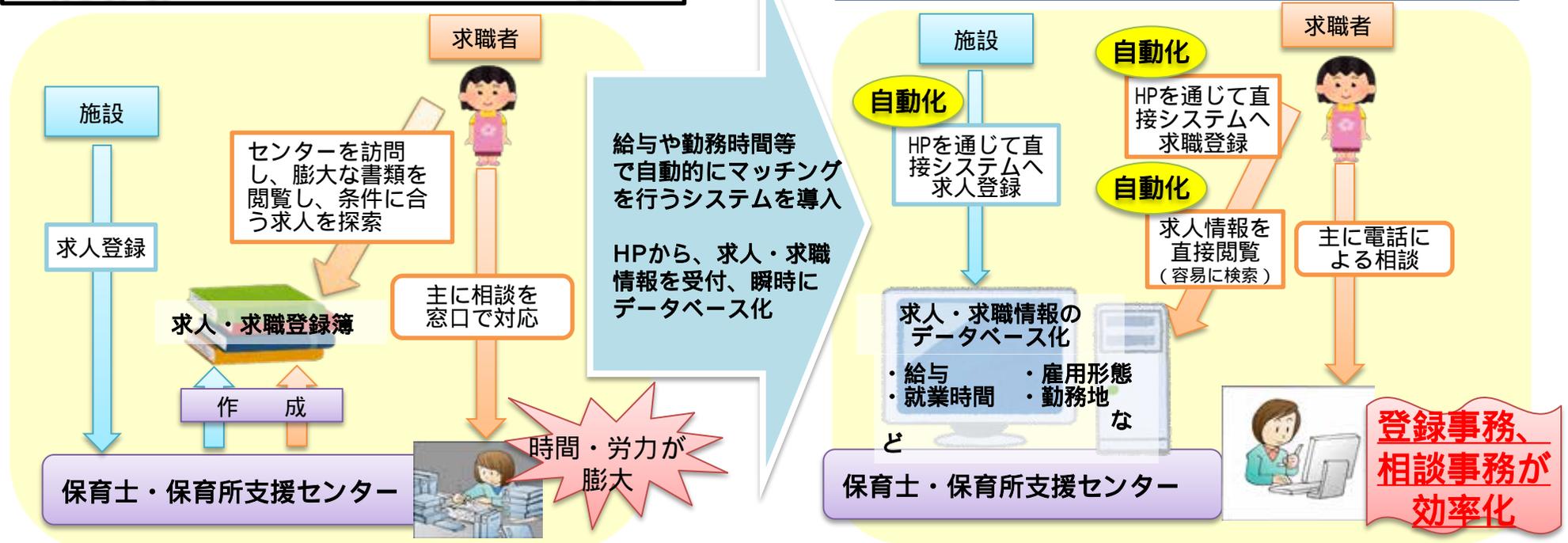
保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。

## 現在の課題

- 窓口やFAX等で求人・求職情報を受け付けるため、紙の資料が多く、データ化が困難
- 紙媒体で情報を保管しているため、検索が困難。
- 限られた人員の中で、窓口対応や研修の企画を行っている。 など

## 導入による効果

**マッチング時間の短縮**  
**情報管理業務の軽減**  
**窓口対応の効率化**



## 効率化で、よりきめ細かなマッチングや業務の充実

### よりきめ細かなマッチングの実施

条件面でのすれ違いがわずかな場合には、仲立ちとなって条件を調整

### 求人、求職者を増やす取組の実施

ハローワークのみに掲載されている情報なども収集  
潜在保育士の現状に合わせた研修等の企画

等



# 保育人材等就職支援事業

(令和元年度予算：保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

## 【事業内容】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。

### < 事業例 >

#### 潜在保育士の再就職支援

- ・ 保育士・保育所支援センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援（就職相談会の開催等）  
待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援

#### 新卒の人材確保・就業継続支援

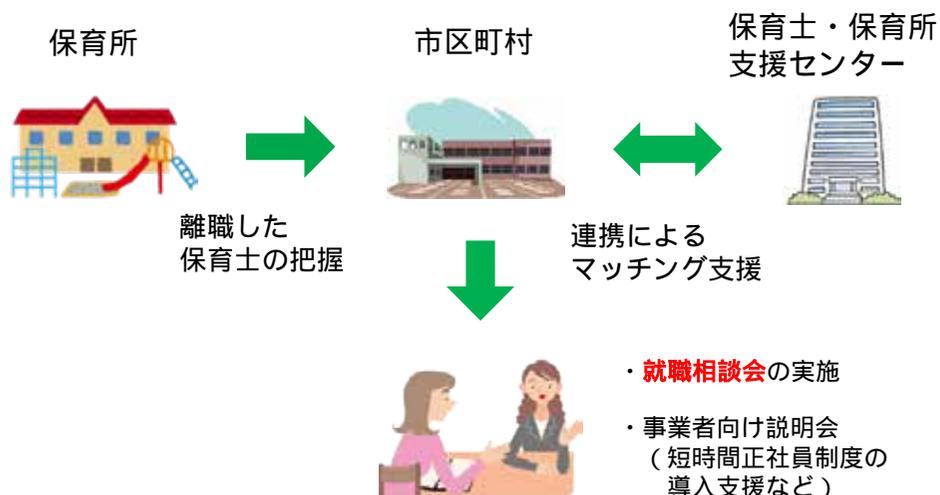
- ・ 保育士養成施設の学生に対するインターンシップや保育園見学の機会の提供
- ・ 高校生や中学生の職場体験

【実施主体】 市区町村

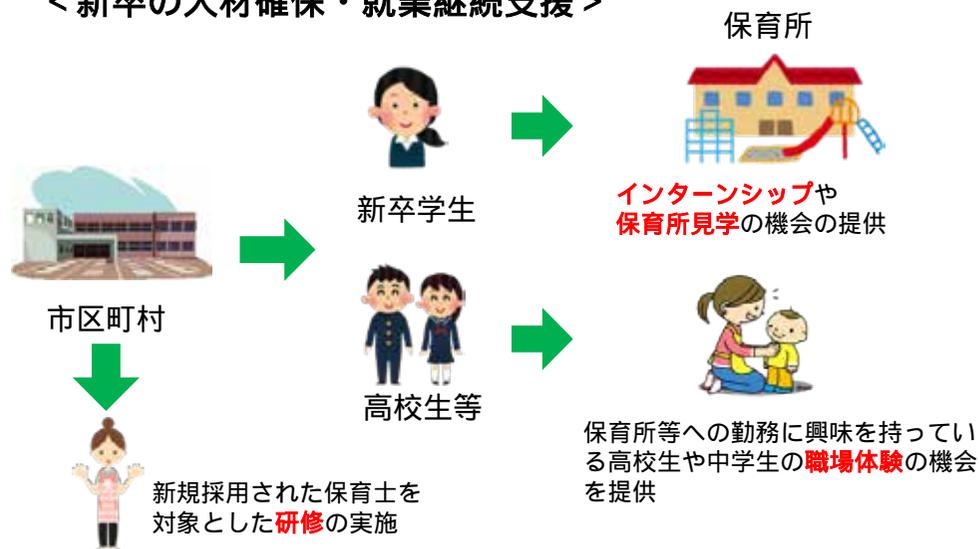
【補助単価】 1自治体当たり 10,944千円

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/2

## < 潜在保育士の再就職支援 >



## < 新卒の人材確保・就業継続支援 >



## 4 . 認定こども園

# 認定こども園制度の概要

## 「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能

子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

## 認定こども園の類型

### 幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

### 幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

### 保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

### 地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

## 認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成30年4月1日現在))

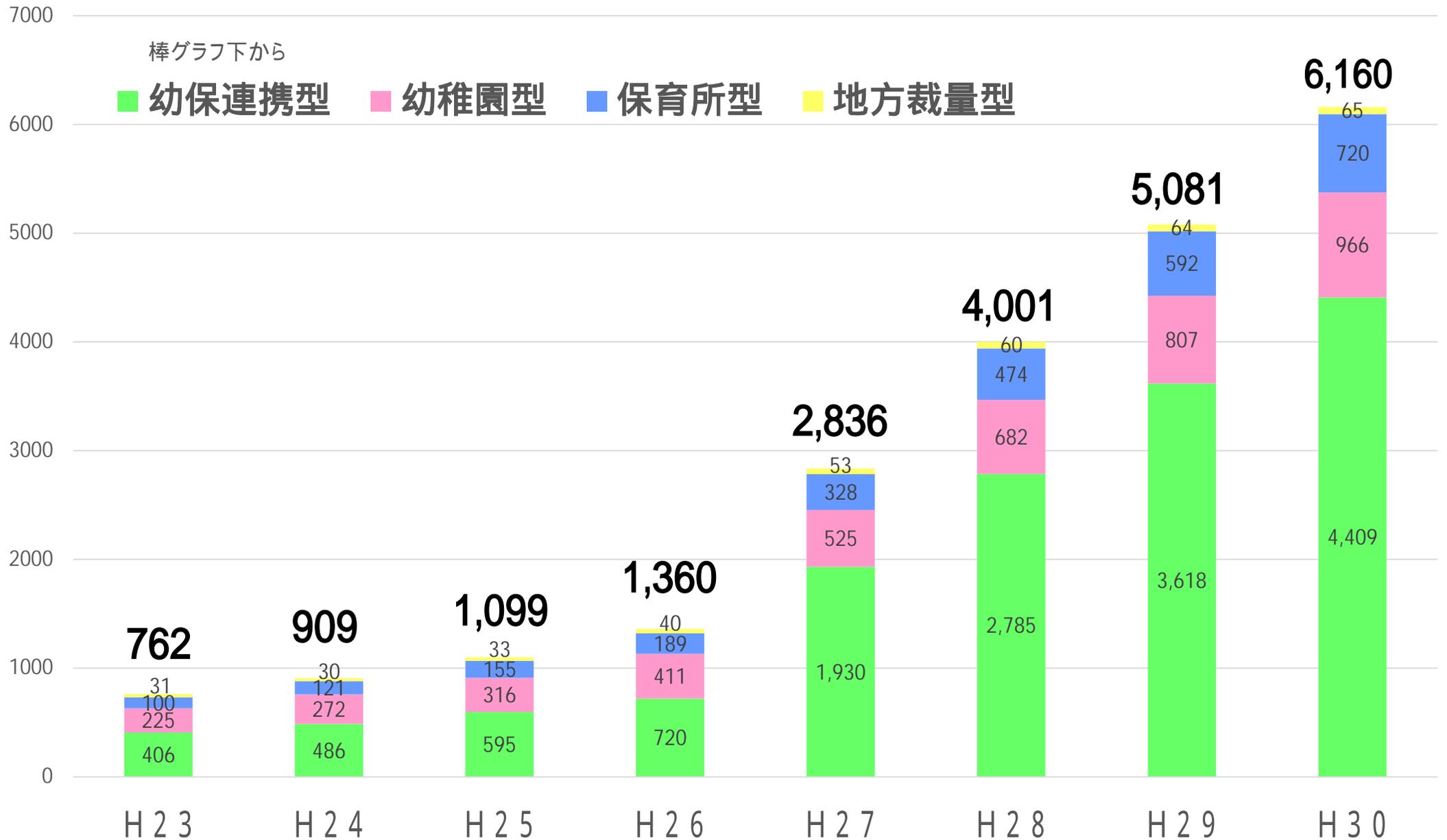
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
6,160 H29 (5,081)	4,409 (3,618)	966 (807)	720 (592)	65 (64)

## 各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成30年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H29	H30		H29	H30		H29	H30
北海道	284	344	石川県	145	180	岡山県	62	86
青森県	237	260	福井県	88	107	広島県	111	134
岩手県	63	81	山梨県	50	64	山口県	46	53
宮城県	30	44	長野県	59	68	徳島県	46	54
秋田県	81	89	岐阜県	87	101	香川県	33	46
山形県	60	75	静岡県	194	247	愛媛県	60	74
福島県	76	90	愛知県	123	169	高知県	34	34
茨城県	185	198	三重県	27	40	福岡県	93	112
栃木県	101	116	滋賀県	71	85	佐賀県	66	74
群馬県	159	206	京都府	49	77	長崎県	119	135
埼玉県	70	93	大阪府	505	573	熊本県	110	133
千葉県	103	145	兵庫県	400	463	大分県	113	127
東京都	120	129	奈良県	47	60	宮崎県	160	178
神奈川県	100	140	和歌山県	42	52	鹿児島県	156	198
新潟県	116	152	鳥取県	34	40	沖縄県	37	79
富山県	88	103	島根県	41	52	合計	5,081	6,160

# 認定こども園数の推移



(平成30年4月1日現在)

## 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

[ ]内の数字は、本資料のページ番号に対応

年 度	提 案 事 項
H29	認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し【45】
H28	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和【47】

H28: 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)

H29: 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)

いずれも子ども・子育て支援法附則第2条4項の規定に基づき、5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の検討の際に、必要があれば所要の措置を講ずることとされている。

# 平成29年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し
<b>制度の現状</b>	<p>私立の認定こども園における障害児支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」、私学助成の「特別支援教育費補助」、一般財源措置があり、施設類型、設置者及び支給認定区分によって、異なる補助制度が適用される。</p> <p>また、手続について、私学助成は都道府県へ、多様な事業者の参入促進・能力活用事業は市町村への申請となっている。</p>
<b>提案内容と理由の概要</b>	<p>補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。</p>
<b>「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）</b>	<p>【私立学校振興助成法（昭50法61）及び子ども・子育て支援法（平24法65）】</p> <p>認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）（私立学校振興助成法施行令（昭51政令289）4条1項2号ロ）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法59条4号）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p> <p>また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</p>
<b>これまでの対応内容</b>	<p>「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく特別支援に係る補助の柔軟化・明確化について（平成30年3月20日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・文部科学省中等教育局幼児教育課・文部科学省高等教育局私学助成課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1．私学助成における対象児童の確認・判断は、5月1日時点で行われている例が多いところ、それ以降に対象児童が新たに入園したり、在園時が障害を有していることが発覚する場合もあるため、満3歳児の園児数を算定する翌年1月時点で改めて確認・判断を行うなど、実態に即した丁寧な対応を行うこと。</li><li>2．各事業の対象児童に該当するか否かの判断に当たり、障害者手帳や医師の診断書を必須とするものではないため、巡回支援専門員等の障害に関する専門的知見を有する者による意見など、柔軟な確認方法を取り入れること。</li></ol>
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	<p>補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。</p>

# 私立認定こども園の障害児等支援に係る各補助の対象児童

: 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

: 私学助成(特別支援教育経費)

: 一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園		1号	2号	3号
幼保 連携型	学校法人立 <sup>1,2</sup>	旧接続型		
		旧並列型		
	上記以外			
幼稚園型	幼稚園部分が 学校法人立 <sup>1</sup>	単独型		
		接続型		
		並列型		
	上記以外	単独型		
		接続型・並列型		
保育所型				
地方裁量型				

1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む

2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したものと及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

# 平成28年の地方からの提案

<b>提案事項</b>	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和
<b>制度の現状</b>	幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室は原則3歳未満の園児に供するものとされている。
<b>提案内容と理由の概要</b>	整備用地の確保が難しい都市部においては、3歳児以上の園児の保育室を3階以上に設置できるように規制緩和することで、施設整備が促進される。
<b>「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）</b>	
【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）】 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）については、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・保育室等の設置階（同省令第6条4項）については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</li><li>・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要とされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。</li><li>・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法（平24法65）附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</li></ul>	
<b>これまでの対応内容</b>	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成29年3月31日付府子本第224号・28文科初第1838号・雇児発0331第17号） <ul style="list-style-type: none"><li>・3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合において、遊戯室を3階以上に設置可能とした。</li><li>・3階以上の保育室（原則3歳未満の園児に供するもの）と同じ階又はその上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取り扱いとして、満3歳以上の園児の保育室を3階以上の階に設けることも認められているが、この園庭が屋上にある場合の要件の1つである便所・水飲み場の設置場所を、「屋上（屋上と同一階含む）」から、「園児の利用しやすい場所」に緩和。</li></ul>
<b>今後の検討事項（子ども・子育て支援法施行後5年後を目途として行う検討）</b>	幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方について、子ども・子育て支援法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

# 認定こども園等への財政支援（令和元年度予算）

（ ）内は平成30年度予算額

## 厚生労働省事業

**保育園等整備交付金** 747億円/394億円【補正】  
(664億円/548億円【補正】)

### 認定こども園整備事業

幼稚園型認定こども園の保育園機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

### 保育園整備事業

保育園（幼保連携型認定こども園の保育園部分含む）の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

**保育対策総合支援事業費補助金** 394億円(381億円)

### 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。等

**職員の資質向上・人材確保等研修事業** 36億円(27億円)

### 保育の質の向上のための研修支援

保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。等

## 文部科学省事業

**認定こども園施設整備交付金** 34億円/108億円【補正】  
(22億円/165億円【補正】)

### 認定こども園整備

認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。  
(新增改築、大規模改修等)

- ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。  
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

### 幼稚園耐震化整備

認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。(改築、増改築等)

- ・私立幼稚園の耐震化経費

既に認定こども園に移行した場合を含む。

### 防犯対策整備

幼稚園型認定こども園における門、フェンス、ブロック塀、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。

幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における同内容の補助は、厚生労働省所管の保育所等整備交付金により補助。

**教育支援体制整備事業費交付金** 11億円(11億円)

### 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。  
免許状取得後1年以上勤務することが必要。

### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用を支援。  
都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。

### 認定こども園等の円滑な移行のための準備支援

認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。

### 園務改善のためのICT化支援

認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。

# 幼稚園免許状・保育士資格取得に係る連携事業

## 1. 概要

幼保連携型認定こども園では幼稚園教諭免許状・保育士資格を併有した保育教諭の配置が求められているが、一方の免許状・資格のみ保有している者への免許状・資格取得に係る経過措置も設けている。

この経過措置期間中に計画的かつ円滑に免許状・資格を取得し、併有促進を図るために、都道府県・関係団体・養成機関が連携して組織的に講座等の受講機会を確保する取組に係る経費の補助を行う。

## 2. 実施主体・補助率・補助額

- 実施主体：都道府県
- 補助率：1 / 2
- 補助額：1,000千円

## 3. 補助要件

幼稚園免許状・保育士資格取得推進計画の作成、及び当該事業実施による達成状況の報告。

